

日本航空株式会社定款

日本航空株式会社 定款

作成	1953年（昭和28年）	9月 8日
変更	1955年（昭和30年）	9月 29日
変更	1957年（昭和32年）	5月 30日
変更	1959年（昭和34年）	5月 28日
変更	1961年（昭和36年）	5月 27日
変更	1963年（昭和38年）	5月 29日
変更	1968年（昭和43年）	5月 28日
変更	1971年（昭和46年）	5月 29日
変更	1975年（昭和50年）	5月 29日
変更	1981年（昭和56年）	6月 30日
変更	1982年（昭和57年）	6月 30日
変更	1985年（昭和60年）	12月 18日
変更	1986年（昭和61年）	6月 27日
変更	1987年（昭和62年）	6月 26日
変更	1987年（昭和62年）	11月 17日
変更	1989年（平成元年）	6月 29日
変更	1990年（平成2年）	6月 28日
変更	1991年（平成3年）	6月 27日
変更	1994年（平成6年）	6月 29日
変更	1996年（平成8年）	6月 27日
変更	1999年（平成11年）	6月 29日
変更	2000年（平成12年）	6月 29日
変更	2001年（平成13年）	6月 28日
変更	2002年（平成14年）	6月 27日
変更	2003年（平成15年）	6月 26日
変更	2003年（平成15年）	11月 14日
変更	2004年（平成16年）	4月 1日
変更	2006年（平成18年）	2月 6日
変更	2006年（平成18年）	6月 28日
変更	2010年（平成22年）	11月 30日
変更	2010年（平成22年）	12月 1日
変更	2011年（平成23年）	3月 28日
変更	2011年（平成23年）	4月 1日
変更	2011年（平成23年）	6月 23日
変更	2012年（平成24年）	6月 20日
変更	2012年（平成24年）	7月 10日
変更	2013年（平成25年）	6月 19日
変更	2014年（平成26年）	10月 1日
変更	2015年（平成27年）	6月 17日
変更	2016年（平成28年）	6月 22日
変更	2017年（平成29年）	6月 22日
変更	2022年（令和4年）	6月 21日
変更	2025年（令和7年）	6月 24日

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、日本航空株式会社と称する。

2 前項の商号は、英文では Japan Airlines Co., Ltd. とする。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 定期航空運送事業及び不定期航空運送事業
- (2) 航空機使用事業
- (3) 航空機整備事業
- (4) 航空機及びその付属品の製造、売買並びに賃貸業
- (5) 航空燃料の販売業
- (6) 貨物自動車運送事業法に規定する貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業法に規定する利用運送事業及び運送取次事業
- (7) 倉庫業及び通関業
- (8) ホテルその他の宿泊施設、飲食店、体育施設、文化施設等の経営
- (9) 観光事業及び旅行業
- (10) 広告業及び出版業
- (11) 一般及び特定労働者派遣事業
- (12) 航空事業従事者の養成訓練及び一般向け文化、教養に関する事業
- (13) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
- (14) 運送用具、旅行用品、飲食料品、日用品等の販売業
- (15) 情報処理及び情報提供サービス業並びに電気通信事業
- (16) 損害保険代理業及び生命保険募集業
- (17) 各種事業に対する貸付、保証及び投資
- (18) 総合リース業
- (19) 金融業及び債権買取業務
- (20) 会社等の帳簿の記帳及び決算に関する事務並びに、経営・経理に関する診断及び指導
- (21) 特許権その他工業所有権の取得・利用・処分及びその仲介
- (22) 外国為替取引に関する業務
- (23) 両替業

2 当会社は、前項各号の事業に附帯又は関連する一切の事業その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

2 当会社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、会社の業務を委嘱して執行させることができる。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載することにより行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7億5000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|--------|
| 普通株式 | 7億株 |
| 第1回社債型種類株式 | 5000万株 |
| 第2回社債型種類株式 | 5000万株 |
| 第3回社債型種類株式 | 5000万株 |
| 第4回社債型種類株式 | 5000万株 |
| 第5回社債型種類株式 | 5000万株 |
| 第6回社債型種類株式 | 5000万株 |

(自己株式の取得)

第6条の2 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

2 当会社は、会社法第459条第1項第1号に定める自己株式の取得に関する事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除）

第6条の3 当会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式（第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式をいい、第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。）を有する株主（以下「社債型種類株主」という。）との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

（単元株式数）

第7条 当会社の普通株式及び社債型種類株式の単元株式数は、それぞれにつき100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（削除）

第11条（削除）

（外国人等の株主名簿への記載・記録の制限）

第12条 当会社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が当会社の議決権の3分の1以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することを拒むものとする。

- (1) 日本の国籍を有しない人
 - (2) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
 - (3) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- 2 当会社は、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項又は第8項に基づく振替機関からの通知に係る株主のうち前項各号のいずれかに掲げる者の有する株式のすべてについて株主名簿に記載又は記録することとした場合に前項各号に掲げる者の有する議決権の総数が当会社の議決権の3分の1以上を占めることとなるときは、前項各号に掲げる者の有する議決権の総数が当会社の議決権の3分の1以上を占めることとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載又は記録する。

(住所等の届出)

第13条 株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者が日本国内に住所又は居所を有しないときは、日本国内に仮住所又は常任代理人を定め、これを当会社に届け出るものとする。その変更があったときは同様とする。

- 2 前項の届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、当会社は、その責に任じない。

(基準日)

第14条 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。

- 2 前項及び第44条に定める場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第15条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第16条 株主権の行使等に関する取扱い、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式及び新株予約権に関する取

扱い及び手数料は、この定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 社債型種類株式

(社債型種類株式優先配当金)

第 17 条 当会社は、第 44 条第 1 項に基づき 3 月 31 日を基準日として剩余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式 1 株につき、第 1 号に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- (1) 当該社債型種類株式の 1 株当たりの発行価格（次号に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10 パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）
- (2) 「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる 1 株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株当たりの金額）をいう。
- 2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式 1 株当たりの金銭による剩余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める剩余金の配当に先立ち、社債型種類株式 1 株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剩余金の配当を行う。
- 3 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剩余金の配当を行わない。

（社債型種類株式優先期中配当金）

第18条 当会社は、第44条第2項に基づき9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剩余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

（残余財産の分配）

第19条 当会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。

2 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

（議決権）

第20条 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権行使することができない。

（金銭を対価とする取得条項）

第21条 当会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。

2 前項に基づき社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定

する。

(株式の併合又は分割等)

第 22 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

- 2 当会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- 3 当会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 4 当会社は、株式移転（当会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。
- 5 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。

(優先順位)

第 23 条 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

第 4 章 株 主 総 会

(招 集)

第 24 条 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(株主総会の議長)

第 25 条 株主総会の議長は、代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれに当たる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 26 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 27 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 28 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、株主が法人である場合には、使用人をして議決権を行使させることができる。

- 2 前項の場合においては、株主総会ごとにあらかじめ当会社に委任状を提出しなければならない。ただし、当会社が株主総会の招集通知を電磁的方法により通知する旨を定めた場合は、株式取扱規則の定めるところにより、委任状の提出に代えてそこに記載すべき情報を電磁的方法により提供することができる。

(種類株主総会)

第 29 条 第 25 条、第 26 条、第 27 条第 1 項及び第 28 条の規定は、種類株主総会に準用する。

- 2 第 14 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
- 3 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。
- 4 当会社の種類株主総会は、取締役会の決議に基づいて、代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 5 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 6 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼ

すおそれがあるときは、当会社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

- (1) 当会社が消滅会社となる合併又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）
- (2) 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認

第 5 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 30 条 当会社の取締役は 3 名以上 15 名以内とする。

(取締役の選任決議)

第 31 条 取締役の選任の株主総会は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その決議は、議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 32 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員のため選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付役員)

第 33 条 取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定する。

- 2 代表取締役は、各自会社を代表する。
- 3 取締役会の決議をもって、取締役の中から、会長、社長 1 名を選定できる。ただし、社長については、執行役員の中から選定することができる。
- 4 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を統括し、これを執行する。
- 5 社長に事故があるとき又は社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役もしくは執行役員がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 取締役会の決議をもって、必要に応じて副会長、副社長若干名を選定できる。

(取締役会)

第34条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に定める事項のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

- 2 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、議決に加わることのできる取締役の過半数をもって行う。
- 3 取締役会の招集権者及び議長は、取締役会の決議をもって選定された取締役がこれにあたる。
- 4 前項の招集権者又は議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、又は議長となる。
- 5 取締役会を招集するには、会日より3日前に、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
- 6 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第35条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第37条 当会社の監査役は6名以内とする。

(監査役の選任決議)

第38条 第31条第1項の規定は、監査役に準用する。

(監査役の任期)

第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 40 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 41 条 監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規程による。

- 2 監査役会を招集するには、会日より 3 日前に、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
- 3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 44 条 剰余金の配当は、以下の各号に定められた者に対し行う。

- (1) 每年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者
 - (2) 社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に基づき振替機関より通知された毎年 3 月 31 日の株主のうちその有する株式の全部若しくは一部について本定款第 12 条第 2 項に基づき株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者
- 2 前項のほか、当会社は、一事業年度の途中において、一回に限り取締役会の決議によって以下の各号に定められた者に対し剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る）を行うことができる。

- (1) 毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者
- (2) 社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に基づき振替機関より通知された毎年 9 月 30 日の株主のうちその有する株式の全部若しくは一部について本定款第 12 条第 2 項に基づき株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者

(剩余金の配当の除斥期間)

第 45 条 剰余金の配当については、支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 この定款に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当には、利息をつけない。